阿武町中山間地域づくり指針

阿武町中山間地域づくり指針

平成20年(2008年)3月

阿武町

（表紙の写真説明）

阿武町福賀市ヶ原から望む秀峰「伊良山」（640.7m）、阿武火山群に属し３４万年前に噴火、その際流れ出た溶岩流と火山灰により肥沃な大地を形成しており、良質米の産地となっている。最近阿武北広域農道の工事により出現した地層と火山弾は学術的に大変貴重なものとされ、地域活性化に生かす取り組みも始まっている。

阿武町中山間地域づくり指針

1　中山間地域づくり指針とは

（1）阿武町における中山間地域

昭和30年1月に日本海に面した奈古町、宇田郷村と、内陸部の福賀村が合併して誕生した阿武町は、平成17年の国勢調査によると人口が合併当時の約4割の4，101人、面積は116．07㎢、そのうち約85％が山林で、農林水産省の農業地域類型区分（注1）によると阿武町全域が中山間農業地域に指定されています。

また、地域振興5法（注 2）のうち過疎地域及び特定農山村地域の適用を受けています。

（2）策定の背景・目的

中山間地域は、地域住民の生活居住の場であるとともに、農林水産物の生産、伝統文化の継承や景観形成、水源涵養や生物の営みの場として多面的かつ重要な地域です。

しかし、過疎化、少子高齢化の進展が著しく、集落機能を始め、これら諸機能の維持活動が困難になるなど、非常に厳しい状況におかれています。

このような状況の下、山口県では活力と魅力のある中山間地域創造のため平成18年3月に県基本計画として「山口県中山間地域づくりビジョン」が策定され、同年7月「山口県中山間地域振興条例」が制定されました。

阿武町でも、活力ある中山間地域づくりを地域との協働（注 3）により進めていくため、この県ビジョンに基づいた、「阿武町中山間地域づくり指針」を策定します。

なお、阿武町は全域が中山間地域であり、町全域の発展との整合性を図るため、漁村地域を含めたものとして策定することにします。

（3）指針の性格と役割

「阿武町中山間地域づくり指針」は、平成17年度に定めた町政運営の基本指針である町の基本構想・基本計画「元気！あぶ町！5001プラン」を上位計画とし、かつ、県の基本計画である「山口県中山間地域づくりビジョン」を踏まえて策定するものであり、本町の中山間地域づくりにおいて今後取り組む主な施策の方向性を示しています。

（4）計画期間

平成26年（2014年）を目標年次とする阿武町基本構想と整合性を確保するため、この指針における、目標年次も平成26年（2014年）とします。

ただし、今後の地域を取り巻く情勢の変化などに配慮し、必要に応じて適宜計画の見直しを図るものとします。

（5）基本的な考え方

①地域資源の発掘

市町も地方分権の浸透とともに個性の発揮と競争の時代に突入し、地域の生き残りと活性化のためには、自然や伝統文化を始めとする有形無形の財産が有効な地域資源であり「誇り」であることを住民自らがまず再認識し、「地域力（注 4）」として活用するとともに、これを「住民力（注 5）」として発揮することが必要です。

②人材育成とネットワーク

地域活性化のための推進役となる人材“ひと”の育成や、招致、またこの人材が核となって、地域内及び都市農村のネットワークが構築されるよう、関係機関との連携を緊密にして有効な支援を行います。

③協働によるコミュニュティーの再生

人口の減少、特に少子高齢化により、生産活動の維持継続が困難となり、高齢者の一人暮らし世帯が増加し、「小規模・高齢化集落」いわゆる限界集落（注 6）も生じており、集落機能の低下による住民生活の相互扶助に課題が生じています。

コミュニュティーの再生や集落営農の推進、またUJIターンの推進などにより新たな地域協働を形成し、農山漁村集落の再構築を図ります。

④産業振興と交流促進の一体化

本町は県内でも農林水産物の主要かつ良質な生産地であり、これらの産物と関連産業の連携で新たな商品開発、雇用の創出を図るとともに、恵まれた自然を背景にグリーン（ブルー）ツーリズム（注 7）や二地域居住（注 8）など、都市と農山漁村との共生関係や交流を促進し、新たな6次産業（注 9）の創出を図ります。

⑤「信頼」を基調としたまちづくり

今後具体的な取り組みに当たっては、地域住民の声に真摯に耳を傾けるとともに、都市住民や消費者の声なども「まち」を支援していただく貴重な知恵や力として生かし、「信頼」を基調に協働を視点とした柔軟で効果的な施策の推進を図ります。

2　中山間地域の現状と課題

内陸部の福賀地区は比較的なだらかな台地状の地形で、標高260mから550mの準高冷地に位置し、ほ場の整備率が高く、山口県内でも屈指の農業地帯となっています。

農産物の価格低迷や後継者不足が深刻な中、山口県下ではさきがけとなる農事組合法人「うもれ木の郷」、「福の里」、「あぶの郷」などが設立されており、スケールメリットを生かした農業経営や有機減農薬など安心安全な農産物の生産に加えて消費者との交流活動なども行っています。

また、木材や椎茸などの特用林産物の生産が多いのもこの地域です。

海岸部の奈古・宇田郷地区は国道191号に沿って北長門海岸国定公園に指定され、鳴き砂の清ヶ浜、また、風光明媚な浸食海岸美を見せており、奈古、宇田、尾無の3つの漁港があります。農地は狭隘で、未整備田が多く残り、後継者不在による農地の維持保全が懸念されていますが、近年特定農業団体（注 10）の設立による集落営農への展開も図られつつあります。

地区別ほ場整備実施状況

区　分	奈　古	福　賀	宇田郷	合　計
水田経営耕地面積（ha）	174．1	376．5	66．8	617．4
区画整理面積（ha）	81．1	361．8	29．0	471．9
整備率（%）	46．6	96．1	43．4	76．4

資料　経済課 H16.3.31 現在

阿武町の集落営農組合

法人名	構成集落	設立年月日	組合員	集積面積	主内容
（農）うもれ木の郷	伊豆、三和、上万、黒川	H9．1．31	66	88	利用権設定 水稲、大豆
（農）福の里	上・下東郷、野沢、中村、森見藤	H15．10．26	84	84	利用権設定 水稲、大豆、作業受託
（農）あぶの郷	宇田地、金社、栃原、新生	H15．10．30	45	52	利用権設定 水稲、飼料作物 作業受託
（特団）宇久集落営農生産組合	宇久	H17．12．18	36	16	作業受託 水稲、野菜
（特団）河内営農生産組合	河内	H18．11．26	21	18	作業受託 水稲、飼料作物
（特団）笹尾営農生産組合	上・下笹尾	H19．2．12	25	35	作業受託 水稲、飼料作物
（特団）宇田営農生産組合	郷、つづら	H19．2．18	23	16	作業受託 水稲
（特団）飯谷営農生産組合	飯谷	H19．2．25	21	28	作業受託 水稲、飼料作物
（特団）田部営農生産組合	田部	H19．3．19	11	10	作業受託 水稲

資料　経済課 H19.3.31 現在

豊かな自然と良質な農林水産物に恵まれた阿武町は、山口県内のグリーン（ブルー）ツーリズムの先進地となり、道の駅やふるさと祭りでの農林水産関係のイベントや都市農村交流、農家・漁家の民宿、また会員制の田舎暮らし体験場なども営まれています。

最近はJICA（独立行政法人　国際協力機構）の海外研修生の受け入れも始まるなど、交流を通して様々な地域資源が新たに発掘、継承されるとともに、お互いを有機的に結びつけることで町の魅力増進やイメージアップに繋がっており、これからの展開が期待されます。

さて、高齢化率が43%を超えた阿武町では、現在55ある集落のうち、「小規模・高齢化集落」が11集落を数えるなど、特に一人暮らし老人等の災害時の対応、また医療や地域福祉などの分野で困難な状況が生まれています。

地方分権時代の中で、「地域の課題は地域自ら解決するしくみ」の構築が求められており、安心安全な暮らしづくりのためにはコミュニティーの醸成や“ご近所力の活用”、相互扶助の制度づくり、また現在の行政機構である駐在員制度から自治会制度への移行や集落再編の検討などが課題となっています。

3　阿武町におけるまちづくりの方向性

阿武町では基本計画「元気！あぶ町！5001プラン」の中で、町の将来像を「夢と笑顔あふれる『豊かで住みよい文化のまち』」と掲げ、まちづくりの基本理念を下記の3点に集約しています。

・町民主役のまちづくり
・未来にひろがる安心なまちづくり
・自立と協働のまちづくり

これをもとに、町の姿を「阿武町彩生の樹」とする生命体に見立て、幹である町民を中心に伸びゆく元気、成長、循環する様をまちづくりそのものとしてイメージしています。

基本計画ではここで枝葉となり光合成活動に例えられる施策の大綱として、定住対策、地域コミュニティー再生、まちづくり、環境保護、地域連携、産業振興の6つを重点プロジェクトとして掲

げていますが、人口減少社会の中で「定住対策」と行政と住民の協働に代表される「地域コミュニュティーの再生」は喫緊の課題となっています。

単独町制を選択した阿武町は、人口4，000人と市のレベルでは一つの自治会規模であり行政と住民の距離の近さに加え、納税率の高さに代表される住民の高いモラル、住民総参加の気風など、これまで培われてきた相互の信頼関係を基調とする「阿武町イズム」、協働の土壌があります。

「小規模・高齢化集落」の問題を始めとする高齢化対策としては、行政の根幹である安心なまちづくり、特に医療・福祉面において、一次医療や救急体制の確保に加え、平成19年度には町の全職員、平成19年度から21年度までの3カ年で消防団員全員がAED講習を受講することにしており、また小規模自治体らしく民生委員と消防団が一体となった「一人暮らし老人等の災害時の対応」など「地域の課題は地域自ら解決するしくみ」の一層の構築を図ります。

また、役場内でも、平成18年から全ての事務事業を原点に立ち返って考え直す「そもそも運動」に全職員一丸となって取り組み、主要プロジェクトを課や係を横断して様々な角度から掘り下げ、財政規律を図りつつも、知恵と工夫で身の丈にあったまちづくりを推進することにしています。

地域再生ともういうべき中山間地域の諸課題を解決して行くためには、この土壌の上にたって再度住民、集落及び行政の3者の役割を再確認し、自助、共助、公助の視点でその分担を再構築していく必要があります。

主産業である農林水産業と、これまで受け継いできた豊かな自然、歴史・文化遺産など地域固有の財産に焦点をあて、積極的に定住対策に取り組む一方、人材育成や地域コミュニュティー組織、集落営農組織の育成を推進し、町との協働による地域づくりを進めていきます。

また、全国的な人口減少時代の中で、今後一層の人口減は不可避であると考えられますが、子供や若者、町外からの移住者は地域に様々な面で活力を与えます。

定住の裾野を広げるためにも5001プランでも示したとおり、交流を通じて阿武町を外部から支えてもらう阿武町ファン、サポーターの確保対策を積極的に図ります。

（1）目標指標

これは山口県人口移動統計の数値ですが、平成12年から平成18年までの平均をみると、毎年約100人が減っています。この内訳として、出生が20人の増、死亡が80人の減で自然減が60人、一方、転入・転出の差引きである社会減は40余人となっています。

年度	男	女	人口	世帯数	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
H12	2,038	2,517	4,555	1,676	20	61	△ 41	146	148	△ 2
H13	1,987	2,463	4,450	1,676	17	94	△ 77	116	182	△ 66
H14	1,934	2,392	4,326	1,652	23	68	△ 45	100	151	△ 51
H15	1,881	2,335	4,216	1,634	16	87	△ 71	126	190	△ 64
H16	1,817	2,263	4,080	1,610	23	72	△ 49	125	170	△ 45
H17	1,826	2,275	4,101	1,608	20	97	△ 77	127	121	6
H18	1,761	2,209	3,970	1,601	21	83	△ 62	71	149	△ 78
平均	**1,892**	**2,351**	**4,243**	**1,637**	**20**	**80**	**△ 60**	**116**	**159**	**△ 43**

※H12 とH17の社会増減は特別擁護老人ホームの新築、増築が寄与

町の人口は平成12年（2000年）の国勢調査で4，555人、平成17年（2005年）調査で4，101人、平成18年10月推計値で3，970人と既に4，000人を割り込んでおり、本計画の目標年

度である平成26年（2014年）の人口は国立社会保障・人口問題研究所のシステムで推計すると3，390人と更なる過疎、少子高齢化が予想されています。

地域の活力の源は“ひと”です。計画には様々な指標がありますが、本指針では人口の推移に注視しながら活性化に向けた施策を展開していきます。

具体的には出生数を現在の年20人を基礎として、町営住宅建設や子育て支援対策充実、また後述の産業対策の充実により毎年30人を目標とします。

社会減の40人の内訳のほとんどが高校などの卒業にともなう町外への転出と考えられます。町内には農林水産業のほかにも、優良な製造業、サービス業の職場があり、これらとも連携して、後継者の育成、地元就業を促進を図りますが、若者の都会志向はやむをえない側面もあります。

このため、町の定住アドバイザーを設置し新規就農・就漁を始めとするリクルート対策を強化するとともに、スローライフ（注 11）を好む町外からの移住促進など、「やまぐちUJIターン応援団」など関係機関とも連携を密にして、毎年10世帯の転入を目標とし、社会減の縮減に努めます。

（2）地域資源を活用した地域づくり

① 農林水産業の振興

地域の主要産業でありながら、高齢化が進み後継者不足に悩む農林水産業を魅力ある産業として再生し、生産地としての活性化を図っていきます。

農業や水産業については、偽装問題に端を発する消費者保護への動きを追い風とし、生産者、組合等一体となって良質な地域ブランド力維持向上に努めるとともに、時代のニーズに合わせた有機減農薬栽培、高品質で特色ある農水産物生産を行います。

流通・販売面では、地産地消（注 12）のほか食育（注 13）推進、小売業との連携を行い海外市場も視野に入れた体制の推進を図るとともに、生産と一体化した加工の展開や消費者との交流等を通して、6次産業としての産業振興を図ります。

また、無角和種振興公社、特色ある農業高校である県立奈古高等学校、また外海第2栽培漁業センターなどの公立施設も地域資源と位置づけ、地域ブランド向上に資するべく一層の連携強化を図ります。

林業については、自然環境の保全や水源涵養といった森林の持つ公益的機能に配慮しながら、人工林の間伐、保育、施業を促進するとともに、癒しの空間創出や二酸化炭素削減など将来を見据えた広葉樹林への転換及び里山の整備、またバイオマス（注 14）として間伐材など未利用資源の有効活用を図ります。

このほか農林水産業のみでは生計が維持しにくい現状を踏まえ、町内他企業・事業所の協力も得て家族の雇用や閑散期の就業など、世帯でトータルなライフプランを提案します。

② 交流・定住人口の拡大

中山間地域の活性化向けては、これまでの縦割りであった生産振興と交流・定住セクションの一元化を進めていきます。

阿武町においては「阿武地域グリーンツーリズム推進協議会」が組織され、中山間地域における諸課題の解決のため都市農村交流や地域の再生に向けた取り組みがなされています。

グリーン（ブルー）ツーリズムの手法を活用して、自然景観、歴史的・文化的な史跡など地域固有の資源を保存・継承し、地域への愛着と誇りを育みます。

それら地域資源を観光資源として活用していくために、田舎体験ツアー等の都市生活者との交流促進、住宅整備や空き家活用も図りながら町外、県外からの UJI ターンの促進などを進め、地域の活性化による持続可能な中山間地域づくりを目指します。

ホームページを活用した空き家情報システムも稼動を始め、今後は大都市に出向いたリクルート活動のための定住アドバイザーや定住応援団の設置、個性ある住居ニーズに対応し、自然を活かし景観に配慮した町営住宅の整備や分譲宅地の整備を進めます。

また、巻末に添付した阿武地域グリーン（ブルー）ツーリズム推進協議会が作成した「あぶの地図」（http://www.haginet.ne.jp/users/abu-hot/pdf/map.pdf）をモデルに足元の地域資源を発掘、地域の良さを見直す集落点検活動を全集落に広げて実施します。

町内には様々な交流の環がありますが、それぞれの良さを損なうことなく、一元化への誘導を図り、仮称「あぶファン倶楽部」の会員を募り、様々な形で阿武町を外部から支援していただくサポート町民として、また将来の潜在的定住者と位置づけ、双方向の関係構築を図ります。

③道の駅阿武町の再構築

道の駅阿武町は道の駅発祥の駅として、特産品販売などを通じた地域交流連携の拠点として平成４年の開設以来順調に発展してきましたが、この間農協や漁協、森林組合の広域合併による流通の様態変更や近隣に道の駅が増加したことなどにより利用者が漸減しているのが現実です。

現在プロジェクトチームを結成して、各施設の経営診断を行うとともに、現在整備中の奈古広域漁港整備事業と一体的に造成した埋立地の活用について、道の駅再生ビジョン・施設整備計画を策定し道の駅を核にした町の産業振興を図ることにしています。

日本海に面するシーサイド（臨海）の立地に即し、成熟してきたグリーン（ブルー）ツーリズム、地産地消や“旬”など本物志向の消費者ニーズ、健康意識の高まり、町内各施設、直売所とのネットワーク化など、新たな視点を加えた道の駅のコンセプトについて専門家を交えて再構築していきます。

この際、恵まれた景観を最大限に活用し、日本海温泉「テルメ阿胡」や温水プールなど既設の施設も俯瞰（ふかん）して相乗効果の及ぶ集客のしくみづくり、またリピーターを増やすため戦略的な展開を図ります。

④文化、スポーツ振興

“ひと” が元気に生き生きと輝く様がまさに町の姿です。地域の特色である豊かな自然環境の中で文化、スポーツの振興を図り、豊かな心の醸成、健康増進や町内外との交流を拡大していきます。

平成8年度に完成した阿武町町民センターは文化の中核施設として、町主催のコンサートや文化講演会のほか、民間主催の公演や町民音楽祭など町民の自発的な活動が展開されています。今後とも継続して芸術文化の提供、支援を行います。

各地区には公民館を兼ねたセンターがあり、様々な住民活動に活用されていますが、各集落の集会所を兼ねた公民分館でもこれまでの集会機能だけでなく、「ふれあいいきいきサロン」を始めとする生きがい活動、地域活動の場としても活用され始め、今後はグリーン（ブルー）ツーリズムの簡易宿泊所など交流面での利用などへも誘導して行きます。

地域の伝統的な祭り、行事、また福賀中学校の神楽舞クラブなどのような伝統文化の世代間の伝承についても積極的な支援を行います。

スポーツ面では、これまで「ソフトボール」や「グラウンドゴルフ」など各地区住民の主体的かつ積極的な取り組みがありますが、さらに今後は、道の駅の再編整備に合わせて多目的広場を計画するなど町外者とも積極的な交流が図れる施設を整備するとともに、例えば「シーカヤック」など自然を生かした、新たな体験型スポーツを推進していきます。

（3）地域づくりの促進のために

① 地域コミュニュティー組織の育成

本町の重点プロジェクトとして掲げている「地域コミュニュティーの充実」を目標として、平成20年度から町内全域で、地域コミュニュティー組織の育成・運営支援に取り組むことにしており、専門家を交えて自治会制度を始めとする、地域課題解決に自主的、主体的に取り組めるような体制づくりを進めていきます。

地域の問題点と財産、資源となるものを洗い出し、住民自らが将来展望を明確にしていく過程が重要となります。具体的な生活課題に対し、集落でできること（したほうが良いこと）、地区でできること、町など行政がやるべきこと、解決できる（近づける）場合にはいかにすべきかなど、各々の役割分担については県のビジョンに沿うことにしますが、単独町制である阿武町らしく、小回りのきく組織への移行を図ります。

この際既存の集落を基本単位としつつも自主的、自己完結的な活動を行うためには集落の枠を超えたある程度の規模も必要になってきます。集落再編も念頭におき発展的で継続性のある活動体制の構築が必要となります。

また、ここでは都市住民の関わりが重要になってきます。会員制の田舎暮らし体験場の（有）あったか村の取り組みを手本に「田舎のくらし」に関わる中で、中山間地域の理解を深め、地域資源の保全や活動に対し、積極的に参画し活動するとともに相互の利益補完が図れるしくみづくりを構築していきます。

② 生活基盤等の整備

阿武町ではこれまで生活関連のインフラ整備は概ね完了していますが、住民生活の向上や地域経済の活性化に向けた個性ある地域づくりを促進するためには、主要県道益田阿武線の早期改良と隘路や未舗装の町道整備を進めるとともに、計画路線に格上げされた山陰自動車道（益田～萩）の早期実現に関係機関とともに取り組みを強化します。

また、町道汐入野地線のバイパス工事に併せ奈古駅南の住宅開発を行い、特に若い子育て世代をターゲットにした定住対策を進め、地域の活性化を図ります。

奈古広域漁港整備と一体的に造成した埋立地を道の駅活性化の活性剤として、都市農村交流及び阿武町の特色である海山一体の特産販売加工の拠点施設として再整備を行います。

このほか安心安全のまちづくりのため防災行政無線のデジタル化や、学校など公の施設の耐震化整備を行います。

③ 身近な生活交通システムの整備

高齢者や児童生徒等に配慮した生活交通を将来にわたって持続的に確保していくために、住民にも主体的に参画してもらい、地域ニーズを踏まえた交通体系を整備していきます。

生活交通は必要性と利用度とは必ずしも一致しませんが、公共交通機関のない幹線、奈古～福賀間については県道益田阿武線の整備と中学校の統合に併せたスクールバスの設置と一般住民との混乗を、その他の支線については事前申込の乗り合いタクシー方式による外出支援や会員制の移動サービスなどが効率的であると考えられ、併せて世代交流やコミュニティーが醸成される手法を検討して行きます。

4 個性あふれる地域づくり

（1）地域の夢プランの策定

各地域において、住民自治活動の強化や、個性あふれる地域づくりを進めるためには、住民相互の話し合いを重ね、地域内の合意形成を図ることが必要となります。

自治会移行への過程では、集落点検などワークショップ（注 15）の手法とともにこれまでの「営農組織」や「ふれあいいきいきサロン」設立時などのノウハウを活用し、各地域（地域コミュニティー単位）が自主・主体的に「地域の夢プラン」を策定できるよう、担当職員の配置や地域づくりアドバイザー派遣等の支援を県と連携して実施していくこととします。

（2）地域の夢プランの実現に向けて

各地域コミュニティー組織が策定した「地域の夢プラン」を実現するためには、地域コミュニティーが主体となり、阿武町との協働すなわち一層の信頼関係向上によるパートナーシップの構築と、住民が地域や自身の活動にもう一度目を向け、継承と発展、加えてオンリーワンの誇りをとりもどすことで善の循環を喚起し、今後の魅力ある中山間地域づくりを目指します。

用語解説

（注 1）

農業地域類型区分

地域農業の特性を明らかにするため、地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村を区分したもの。このうち中間農業地域と山間農業地域を足したものが中山間地域となる。阿武町は全域が中山間地。

都市的地域	人口密度が 500 人／km2 以上、DID 面積が可住地の 5%以上を占める等都市的な集積が進んでいる市町村
平地農業地域	耕地率が 20%以上、林野率が 50%未満又は 50%以上であるが平坦な耕地が中心の市町村
中間農業地域	平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり、林野率は主に 50%～80%で、耕地は傾斜地が多い市町村
山間農業地域	林野率が 80%以上、耕地率が 10%未満の市町村

（注 2）

地域振興5法

下記の5つの地域振興を図るための法律、阿武町では①と③が該当。

①特定農山村法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）

②山村振興法

③過疎地域自立促進特別措置法

④離島振興法

⑤半島振興法

（注 3）

協働（Coproduction、collaboration、partnership）

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。協働の概念は、アメリカの政治学者ヴィンセント・オストロムが、1977 年著作“Comparing Urban Service Delivery Systems”の中で主要概念として、Coproduction という用語を用いたことで生まれた。英語で Co は「共同の、共通の…」という意味をなす意味があり、これを Production と結合させて生まれたものであり、これが協働と訳されたことで、日本語として定着した。近年、この協働の概念は日本の地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられている概念のひとつである。例えば、地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに

協力して課題解決に向けた取り組みをする。または、協働した方がサービス供給や行政運営上の効率が良いとされる場合に協働のまちづくりが推進される。こうした発想を補完性の原則という。

（注 4）

地域力

地域社会の問題について市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のことをいう。

（注 5）

住民力

これからの「まちづくり」は、行政のみが公を担うのではなく、地域を一番良く知る「住民」が自覚と責任を持ち、課題発見から解決まで決断し行動すること。

（注 6）

限界集落

過疎化などで人口の 50%が 65 歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを指す。長野大学教授（高知大学名誉教授）である大野晃が、高知大学人文学部教授時代の平成 3 年に最初に提唱した概念。なお山口県では世帯数が 19 戸以下、かつ 65 歳以上の人口割合が 50%以上の集落を**「小規模・高齢化集落」**という。阿武町は 55 集落のうち 11 集落が該当。（H20 末住基台帳）

（注 7）

グリーン（ブルー）ツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。ヨーロッパ諸国では、既に国民の間にグリーン（ブルー）ツーリズムが定着しており、緑豊かな農山漁村が育んできた自然、生活・文化ストックを広く都市の人々に開放し、これら市民が「ゆとり」や「やすらぎ」のある人間性豊かな農山漁村での余暇活動を楽しんでいる。

（注 8）

二地域居住

団塊の世代のリタイアで、都市住民に広がることが予想されている生活様式。都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすもの。田舎で暮らす期間としては、年間「1～3 か月連続」又は「毎月 3 日以上で通算1ヶ月以上」などがある。観光客などが一時的に滞在する観光等の「交流人口」と「定住人口」の中間的な考え方と位置づけられる。

（注 9）

6次産業

農業は産業分類では第１次産業に分類され、農畜産物の生産を行うものとされている。第６次

産業は、農畜産物の生産だけでなく、食品加工（第２次産業）、流通、販売（第３次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第２次・第３次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというもの。

（注 10）

特定農業団体

担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の 2／3 以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た任意組織であって、農業生産法人となることが確実と見込まれ、地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったとき、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織。（農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項）

（注 11）

スローライフ

生活様式に関する考え方の一つで、地産地消や歩行型社会を目指す生活様式を指す。日本ではスローフード（その土地の伝統的な食文化や食材を見直す運動）が拡大解釈されて浸透した言葉。

（注 12）

地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

（注 13）

食育

食に関する知識を習得し、自らの食を自分で選択する判断力を身に付けるための取組みのこと。単なる料理教育のみならず、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化についての総合的な教育も含んでいる。

（注 14）

バイオマス

「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

（注 15）

ワークショップ

体験型の講座の意味でのワークショップは、問題解決やトレーニングの手法である。近年は企

業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。ワークショップは司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営されることがポピュラーな方法。

（参考）

中山間地域の振興に係る計画等の策定要綱

（平成18年（2006年）7月11日付け
平18中山間第222号地域振興部長通知）

第1　趣旨

中山間地域は、地域住民の生活の場や農林水産物の生産の場であるとともに、県土の保全や水源の涵養、県民へのやすらぎの場の提供など、多面的な機能を有しており、県民共通の貴重な財産とも言える地域である。しかしながら、過疎化、少子・高齢化の進行に伴い、産業活動や集落機能が低下するなど、厳しい状況におかれている。

また、市町村合併が進展し、中山間地域の多くは市町の周辺部に位置することとなりその活性化も重要な課題となっている。

このような状況の中で、県・市町及び地域が協働して中山間地域の振興に取り組み、活力と魅力のある地域社会を創っていく必要がある。

このため、「山口県中山間地域振興条例」（平成18年7月11日公布、県条例第51号、以下条例」という。）を踏まえ、県、市町、地域がそれぞれの役割をもとに、中山間地域の振興に向けて、総合的、計画的に取り組んでいくために、本要綱においては、中山間地域の振興に係る計画等の策定に関する基本的な方向を定めるものとする。

第2　指針等の策定

1　県基本計画の策定

条例第8条に定める県基本計画については、平成18年3月に策定した「山口県中山間地域づくりビジョン」（以下「県ビジョン」という）をもって充てるものとする。

2　市町との連携

中山間地域の振興に向けて、市町が主体性を持って、総合的、計画的に取り組むとともに、条例第4条に定める市町との連携を促進するため、市町は、地域の現状を点検評価し、県ビジョン等も参考としながら、総合的かつ主体的な中山間地域振興方策を定めた「市町中山間地域づくり指針」（以下「市町指針」という。）を策定し、県と連携しながら計画的に取組を進めることが望ましい。

（1）市町指針の内容

市町指針に掲げる項目については、別紙1を参考とするものとする。

（2）他の計画等との整合

市町指針の策定に当たっては市町建設計画（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年5月26日法律58号）第5条に基づく計画）や市町基本構想（地方自治法（平成17年5月18日法律第 42号）第2条5項に基づく構想）及び山村振興計画（山村振興法（平成17年3月30日法律第89号）第8条に基づく計画）など他の地域振興計画との整合を図るものとする。

3　地域における振興計画の作成

中山間地域の振興は、地域住民の自主的・主体的な取り組みが最も重要であり、県ビジョン、町指針等を参考としながら、住民相互の話し合い活動やワークショップを通じて、地域の将来や行動計画、役割分担等について定めた「地域の夢プラン」を策定することが望ましい。

（1）地域の夢プランの内容

地域の夢プランに掲げる項目については、別紙2を参考とするものとする。

（2）地域の夢プランの地域の範囲

地域の範囲は、市町指針に掲げる地域コミュニティ組織の設定の考え方のもとで、集落機能の低下に対応し、集落相互の連携を促進することで地域維持を図るための新たな地域コミュニティ組織づくりを促進するため、小学校区や旧町村（昭和25年時点）など住民合意が図りやすい範囲とすることが望ましい。

（3）他の計画等との整合

地域の夢プランの策定に当たっては、山口ふるさとツーリズムの推進に係る「地域資源点検活動」平成18年6月21日付け平18中山間第117号中山間地域づくり推進室長通知）や中山間地域直接払交付金実施要領（平成17年4月1日付け16農振第2149号農林水産事務次官依命通知）の第6に基づく集落協定やその他の地域段階における計画等との整合に留意するものとする。

4　県への報告

市町指針、地域の夢プランを策定した場合にあっては、市町を通じて県へ報告するものとする。

県は、報告を受けた場合にあっては、要綱第3による支援に努めるものとする。

第3　市町指針、地域の夢プランの策定及び実現に関する支援

市町指針、地域の夢プランは、地域の自主的・主体的な取組を基本としつつ、県は、市町指針、地域の夢プランの策定及びその実現に関して以下の支援を行うものとする。

1　市町指針、地域夢プランの策定に関する支援

(1) 中山間地域づくり地区連絡会議による支援

県中山間地域づくり推進室及び中山間地域づくり地区連絡会議(中山間地域づくり地区連絡　会議設置要綱(平成18年6月1日付け平18中山間第146号地域振興部長通知)に基づく会議。以下「地区連絡会議」という。)は、市町等の求めに応じて、市町指針の策定及びモデル的な地域における地域の夢プランの作成に関する支援を行うものとする。

(2) 地域づくりアドバイザー派遣等の支援

県は、地域からの要請に応じ、地域づくりのアイデアの提供や合意形成に関する支援を行うため、地域づくりアドバイザー派遣等の支援を行うものとする。

アドバイザー派遣等に関する詳細事項については、別に定めるものとする。

2　市町指針、地域の夢プランの実現に向けた支援

県は、市町指針及び地域の夢プランの実現に向けた積極的な取組に関して関係部局や出先機関の緊密な連携のもとに、総合的な支援に努めるものとする。

その場合、要綱第2の(4)に定める報告を行うに際し、地区連絡会議において、地域の取組に対する事業等について検討を行う。

(1) 中山間地域重点プロジェクト推進事業との関係

市町等が原則として市町指針及び地域の夢プランのもとで、県ビジョンに掲げた重点プロジェクトの推進に資する積極的な取組に対して、県は、「中山間地域重点プロジェクト推進事業費補金」(平成18年4月1日付け平18中山間第17号地域振興部部長通知)による支援を行うとともに、そのプロジェクトを効率的、効果的に進めるため、総合的な支援に努めるものとする。

別紙　1　　市町中山間地域づくり指針の内容に関するガイドライン

1　策定の趣旨

市町において、中山間地域の現状の再点検、課題の整理を行い、地域住民等の意見に留意しなら、合併後の周辺地の活性化の視点を重視して活力と魅力のある中山間地域づくりの方向性示すため、市町中山間地域づくり指針を策定する、なお、市町指針は、地域の夢プランづくり参考とするものとする。

2　市町指針の内容

市町指針に記載すべき事項については、以下の事項を参考とし、市町や地域の実情に即して記載を行うものとする。

（1）記載することが望ましい事項

①各集落等の現状の再点検と解決すべき課題の抽出
②地域コミュニティ組織の育成の考え方
③県ビジョンの地域別振興方策も参考にしながらの地区ごとの振興方策の提示。
　その際、県ビジョンに示した「5つのくらし」の視点を踏まえて整理を行う。
④中山間地域の振興に資する具体的な取組の内容、役割分担　等

（2）様式等

市町指針に関する様式は、任意とする。

3　県への報告時期

市町指針を県に報告する場合には、毎年度11月を目途とすることが望ましい。

別紙　2　　地域の夢プランの策定に関するガイドライン

1　策定の趣旨

新たな地域コミュニティ組織の形成などを目指す地域において、住民主体の地域づくりを進めるため、ワークショップの手法も活用しながら、地域の合意のもとに今後の将像を描き、プランの作成やその実現のための実践活動を通じて、住民自ら地域づくり進める「住民自治」活動を促進する。

2　地域の夢プランの内容等

地域の夢プランに記載すべき事項については、以下の内容を参考としながら、地域の実情に即して整理を行うものとする。

（1）地域の夢プランの策定に関して記載することが望ましい事項

①地域の現状･課題､地域資源等の検証と地域住民に意向を踏まえ、市町指針等も参考に、今後取り組むべき事項、振興方策の整理と合意形成
②地域の夢プランの実現に向けた、取組の時期、役割分担
③地域の将来像（地図、イメージ図等）

（2）地域住民の意見の反映

地域の夢プランの作成に当たっては、幅広い地域住民の意見やアイデアを反映したものとするため、住民相互の話し合い活動や集落環境点検活動などのワークショップや住民個別アンケートなどに取り組むことが望ましい。

（3）様式等

地域の夢プランの作成に関する様式は、任意とするが、別添参考様式の活用も考慮する。

1 〈3〉山口県中山間地域振興条例とコミュニティ

山口県議会では、中山間地域が、多面的な機能を有し、県民が豊かな生活を営むために必要な県民共通の貴重な財産であるが、人口の著しい減少、少子・高齢化の進展等により、厳しい状況におかれているとの認識のもとで、平成18年7月に県議会提案による中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するための「**山口県中山間地域振興条例**」を制定しました。

条例の『**施策の基本方針**』（**条例第7条**）において「**集落の育成並びに中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。**」（**同条第4項**）とされており、条例においても地域活動の基礎的な単位である集落の維持・活性化が求められています。

山口県中山間地域振興条例の概要

【条例制定の趣旨】

山口県の中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能のみならず、国土の保全、自然環境の保全、食料の安定供給、県民と自然との豊かな触れ合いの場としての機能等の多面にわたる機能を有しており、県民が豊かな生活を営むために必要な県民共通の貴重な財産となっている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少、少子・高齢化の急速な進展等により、農林水産業等の経済活動が停滞するとともに、集落の機能が大幅に低下しており危機的状況に置かれている。

また、近時における市町村の合併の進展に伴い、行政区域が広域化する等、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このような状況の中で、市町及び県民との協働によって中山間地域の振興に取り組み現在及び将来の県民の豊かな生活を確保することは、重要な課題である。

ここに、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して中山間地域の振興に取り組むこととし、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するため、本条例を制定する。

【条例の概要】

7　施策の基本方針（第7条）

中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施は、次の6つの基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

①中山間地域の有する多面にわたる機能に関する県民の意識の啓発を図ること。

②中山間地域の住民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。

③定住を促進するための生活環境の整備及び住民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。

④集落の育成並びに中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。

⑤農林水産業その他の中山間地域における産業の振興を図るとともに、中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること

⑥中山間地域とその他の地域との間及び中山間地域相互間における多様な交流及び連携を図ること。

第８章　役割分担と推進体制

１　地域づくりに向けた役割分担

地域づくりは、何よりも「自分たちができることは自分たちで行う」という、地域住民による自主的、主体的な「住民自治」というべき取組が重要です。こうした地域住民自らによる「自助」、地域で支え合う「共助」を基本としつつ、「自助」「共助」で困難なものは、市町や県の「公助」で対応するという、それぞれの役割を明らかにして、中山間地域づくりを進めることが重要です。

２　地域住民の役割

地域づくりは、地域住民自らが、将来展望を明確にして、その実現に向けて、主体的に取り組んでいくことが必要です。

このため、地域住民誰もが参加できる話し合いの場づくりを通じ、地域の課題を明らかにし、地域住民の合意の下に、地域が進むべき方向やあるべき姿を描いた地域の将来像を、「地域の夢プラン」としてまとめていくことが必要です。

また、このプランを実現していくために、地域の全ての住民や団体の参画の下に、具体的なアイデアなどを検討し、着実に取組を進めるための体制づくりを行うとともに、行政との「協働」による地域づくりへと発展させることが必要です。

３　都市住民の役割

都市住民の生活や、各種団体・企業等の活動は、中山間地域の多面的な機能によって支えられており、中山間地域づくりは、実は都市住民等にとっても、重要な課題でもあります。

このため、都市住民も自分たちの「くらし」の関わりの中で、中山間地域の理解を深めるとともに、中山間地域の資源保全や地域活動等の取組に対して、積極的に参加する意識と実践が必要です。

４　市町の役割

幅広い地域課題に対しては、地域の意欲だけでは解決できないことも数多くあります。

市町は、地域にとって最も身近な行政主体であり、地域と「協働」して、こうした課題に対応し、主体性に地域づくりを進めていかなければなりません。

特に、市町村合併が進展する中で、新たな市町における中山間地域の振興方向を明確にし、その実現のための「中山間地域づくり指針」の策定を進めるとともに、各般にわたる地域課題に対応して、一元的な相談窓口の設置、庁内の連携の強化などの支援体制の整備を行う必要があります。

また、地域づくりに当たっては、その推進主体として、住民や集落の実態やニーズの把握に努め、住

民総意による「地域の夢プラン」づくりに積極的に参画するとともに、その実現に向けた積極的な支援が必要です。

さらに、集落による活動が困難な地域も生じていることから、地域社会の構造や歴史背景、生産活動や生活面でのつながり等を勘案し、行政が積極的な関わりを持ち、地域の合意形成を進めながら、これまでの集落を超えた新たな枠組みを創り上げていくことが重要になります。

5　県の役割

県は、このビジョンに基づく重点プロジェクトや諸施策の展開を通じて、地域や市町の意欲ある取組を積極的に支援し、地域づくりのモデルとなるような地域や活動を一つでも多く創り出すことで、県内における地域づくりの新たな動きや活動の活発化を促進します。

また、地域づくりアドバイザーの派遣や専門スタッフによる指導など、専門的な分野において積極的な支援を行うとともに、市町や地域における計画づくり等に参画し、コーディネーターとしての役割も果たしていきます。

さらに、地域の共通の問題に関する調査研究を進め、本県の中山間地域の構造的な課題を解決するとともに、個別の市町では対応が困難な課題や、広域的な対応が必要な課題等に対して、積極的な役割を担っていきます。

＜山口県中山間地域づくり推進体制＞